

お客様各位

エクセルエイド少額短期保険株式会社

保険法の施行に関するお知らせ

「保険契約者等の保護」の観点から、保険契約に関する契約ルールを定めた保険法が施行されます。平成22年4月1日より、保険法の規定に合わせた「新約款」によるお取り扱いとなりますので、ご確認くださいませようお願いいたします。なお、「新約款」は「保険契約承諾通知書」または「保険証券」に同封させていただきます。

主な新約款の変更内容は以下のとおりです。

I. 保険金等の支払い時期

特に事実確認に時日を要する場合は、請求書類が本社に到着した日の翌日から7営業日以内に支払う→5営業日以内に支払いへと短縮しました。

II. 重大事由による解除

保険制度の健全性を維持するため、保険契約者等が故意に保険事故を起こしたり、保険事故を装って不正に保険金等を請求したりする等、重大事由が生じた場合に、保険契約を解除できる制度を定めました。

詳細は以下のとおりです。

1. 保険金等の支払時期および支払場所

保険金等の支払事由に関する事実確認のため、特に時日を要する場合は、保険金等の請求書類が当社の本社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当社は、当社の本社で直接支払うか、または保険金等の受取人から指定された日本国内の金融機関の口座に振り込みをもって支払います。

2. 保険金等を支払うために事実確認が必要な次の各号の場合において、保険契約の締結時から保険金等請求時まで当会社に提出された書類だけでは事実確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の事実確認（当社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、当社が請求を受けた日の翌日からその日を含めて45日とします。

- (1) 保険金等の支払事由発生の有無の事実確認が必要な場合保険金等の支払事由発生の有無
- (2) 保険金等を支払わない場合に該当する可能性がある場合保険金等の支払事由が発生した原因
- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合当社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
- (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合、次のいずれかの事項に関する保険契約の締結時から保険金等請求までにおける事実

①第2号または第3号に定める事項

②保険契約締結の目的

③保険金等請求の意図

3. 前項の事実確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条第1項および第2項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、当社が請求を受けた日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）とします。

- (1) 前項に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等に限定され

る照会の場合 90 日

(2) 前項第 1 号、第 2 号または第 4 号に定める事項についての弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）に基づく照会その他の法令に基づく照会の場合 180 日

(3) 前項第 1 号、第 2 号または第 4 号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定の場合 180 日

(4) 前項第 1 号、第 2 号または第 4 号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第 1 号、第 2 号または第 4 号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会の場合 180 日

(5) 前項に定める事項についての日本国外における調査の場合 180 日

4. 前 2 項に掲げる必要な事項の事実確認に際し、保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）、当会社は、これにより当該事項の事実確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。

5. 第 2 項または第 3 項の場合には、保険金等を支払うために確認が必要な事項および保険金等を支払うべき期限を、当会社は、保険金等の受取人に通知します。

6. 第 1 項から第 3 項に規定する期日をこえて保険金等を支払う場合、当会社は、その期日の翌日から当会社所定の利率で計算した遅延利息を保険金等の受取人に支払います。ただし、第 4 項の規定により生じた確認が遅延した期間については、当会社は、遅滞の責任を負いません。

II. 重大事由による解除

次の各号のいずれかに該当した場合、当会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。

(1) 保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人が、保険金等を詐取する目的または他人に保険金等を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき

(2) この保険契約の保険金等の請求に関し、保険金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき

(3) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより当会社の保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することが期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき

(4) 当会社の保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前各号に掲げる事由と同等の重大な事由があるとき

2. 保険金等の支払事由が生じた後でも、当会社は、前項の規定により、保険契約を解除することができます。この場合、当会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金等を支払いません。また、この場合、既に保険金等を支払っていたときは、その返還を請求します。

3. 当会社は、解除の原因となる事実を知った場合、保険契約者に対して、解除事由を記載した書面をもって通知し、保険契約者に書面が到着した日を解除日とします。ただし、正当な事由により保険契約者に通知できない場合、当会社は、被保険者または保険金等の受取人に通知し、保険契約者に通知したものとみなします。

4. 当会社は、本条第 1 項により保険契約を解除した場合、既に払い込まれた保険料を返金しません。ただし、解除日の属する月の翌月以降の保険料が払い込まれている場合、当会社は、保険契約者に当該保険料を返金します。

以上、お手数ではございますが、当社より、「新約款」「新重要事項説明書」が到着いたしましたらお手元にある「約款」「重要事項説明書」を破棄していただくようお願いいたします。